

会 議 記 録				
会 議 の 名 称		広 報 広 聴 会 議		会議場所 第3委員会室 担当職員 鈴木 智
日 時	平成28年4月27日(水曜日)		開 議	午後 2時 30 分
			閉 議	午後 3時 50 分
出席委員		菱田 ○山本(広報部会長) ○奥村(広聴部会長) 三上 富谷 小川 並河 竹田 平本 <西口議長>		
事務局 出席者		門局長、山内次長、船越副課長、鈴木議事調査係長、池永主任、山末主事		
傍聴	可	市民 名	報道関係者 名	議員 名()

会 議 の 概 要

14:30

[菱田委員長 開議]

1 広聴部会活動

(1) 高校生議会(案)について

[議事調査係長 説明]

<菱田委員長>

西口議長から高校生議会の経過について説明いただく。

<西口議長>

4月25日に亀岡高校、南丹高校を訪れ校長等に面会した。両校の校長からは高校生議会の開催について快諾いただいた。すばらしい高校生議会にしたいという思いを持っていただいている。開催に向けて広報広聴会議委員に協力いただきたい。

<菱田委員長>

高校生議会について奥村副委員長から広聴部会での協議内容の報告をいただく。

[奥村副委員長 説明]

亀岡市議会高校生議会は、平成28年8月2日午後1時30分から開始し、午後4時30分頃に終了とする。当日は午前10時30分からオリエンテーションを行う。参加対象者は亀岡高校及び南丹高校の生徒とし人数は24人とする。意見発表は3人を1チームとして8チームで行うものとし、発表は代表者1人が行う。答弁は市長等とし、高校生議会の議事進行は西口議長が行う。他の議員は全員協議会室に待機し高校生議会の様子を見る。意見発表は前半と後半に分け、両校が交互に行い、質問と答弁を含め1チームあたり15分以内とする。また、前半と後半にそれぞれ自由討議を行う。その後、決議の提案理由説明及び議決を行った後、教育長から講評をいただき、閉会あいさつは副議長が行う。最後に参加者全員で記念撮影を行う。市議会議員の関わりとしては、高校生議会終了後に全員協議会室で市議会議員と高校生議員が意見交換を行う「交流会」を30分程度で実施する。

<西口議長>

両校の校長には生徒の顔、名前は録画配信等で公開となることを伝えている。

<事務局長>

南丹高校は地域学習の授業として活用することとされており、6月定例会の一般質問か常任委員会の傍聴をしたいと考えられている。詳細については今後協議する。

亀岡高校は生徒会から参加者を募ることも考えられており、授業とリンクさせるのは今後の検討次第となる。

<小川委員>

参加する高校生の居住区域に関してはどのように考えているのか。

<西口議長>

両校に在学する生徒を参加対象とする。

<菱田委員長>

本日この後に全員協議会が開催されるので、私から高校生議会について説明する。

(2) 議会報告会について

<菱田委員長>

議会報告会について奥村副委員長から広報部会での協議内容の報告をいただく。

[奥村副委員長 説明]

議会報告会は5月28日(土)午後2時から開催する。3月定例会の内容について各所管の委員会から報告いただく。議会だよりと議会フェイスブック、市の広報紙で広報する。また、各自治会長あてに開催案内を送付するが、自治会へ動員を要請するものではない。議会の出席対象は全議員とする。各委員から参加の呼びかけをお願いしたい。5月27日の自治会長会議に委員長、議長に出席していただき、議会報告会への参加案内を行いたいと考えている。

<事務局長>

自治委員会議と自治会長会議どちらで報告いただくかは、整理をした上で決定する。

<菱田委員長>

本日この後に全員協議会が開催されるので、私から議会報告会について説明する。

<奥村副委員長>

第4次亀岡市総合計画後期基本計画特別委員長と産業建設常任委員長はどちらも小島議員である。どのように取り扱うのか。

<山本副委員長>

議会だより№168を作成する際に広報部会で検討し、後期基本計画特別委員会の報告は各常任委員会とは区別して作成するようにした。後期基本計画特別委員会の取り扱いに重きをおいているため、委員長が報告するのが適しているのではないかと。

<菱田委員長>

後ほど私から小島議員に説明し、どのように取り扱うか相談し決定することとしたいがどうか。

—全員了—

2 その他

<菱田委員長>

フェイスブックの運用については、ソーシャルメディア運用ガイドラインにより進めている。その中で管理権限者は議長、議会運営委員長、広報広聴会議委員長及び副委員長、管理権限者が認めた者と定めている。この管理権限者が認めた者により、今後、常任委員会の視察や月例の常任委員会等を実施した場合に、常任委員会の正副委員長にフェイスブックの記事掲載をお願いしたいと考えている。ご意見いただきたい。

<竹田委員>

現在掲載されている記事の内容をみると、ソーシャルメディア運用ガイドライ

ンの掲載事項には該当していない。これを見直すべきではないか。

< 菱田委員長 >

現在のソーシャルメディア運用ガイドラインを事務局から配布いただきたい。配布されるまで暫時休憩する。

15 : 23

[休 憩]

15 : 26

< 菱田委員長 >

フェイスブックの管理権限について、管理権限者が認めた者として常任委員会の正副委員長を含めることをどのように考えるか。

< 富谷委員 >

フェイスブックで広く広報していくのであれば問題ないと思う。

< 菱田委員長 >

広報広聴会議での検討事項は、議会としてどのように取り扱っていくのか。

< 事務局次長 >

議会運営委員会に報告いただくこととなる。

< 菱田委員長 >

本件に係る検討結果は直近の議運に報告する。

< 並河委員 >

幅広く議会の活動を掲載しているので今後も掲載すればよいのではないかな。

< 富谷委員 >

議会活動として掲載すればよい。

< 奥村副委員長 >

掲載することにより。

< 三上委員 >

ソーシャルメディアを使って情報発信する目的は明記されているのか。

< 事務局次長 >

現在のソーシャルメディア運用ガイドラインを見ていると、情報発信の内容や市民との双方向のやり取りについて、中立性を担保するため掲載してもよい項目を限定しているものとする。目的については、ソーシャルメディア運用方針に記載されている。目的の概要は「市民に積極的な情報公開を行い、説明責任を果たすことはもちろんのこと、市民との意見交換を通じて、市長や議員同士の対論を行うことを活動原則としている。その目的は、市民との協働による市民福祉の向上にある。そこで、市議会は、市民と市議会が情報を共有すると共に市民と課題に対する意見を交換し、市民と共に課題のよりよい解決に向けて活動することを目的としてソーシャルメディアを活用する。」としている。

< 三上委員 >

目的と整合するように掲載事項の議論を進めるべきである。議会活動を広く市民に知ってもらえる内容であればよいと思う。

< 小川委員 >

議会としての活動内容は掲載すればよいと思う。

< 平本委員 >

一般的には見えにくいので、議会としての活動内容は掲載すればよいと思う。

< 竹田委員 >

文言の間違い等に気づいた場合の取り扱いはどのようにするのか。議員が気づいても誰に報告してよいか分からない。

< 菱田委員長 >

管理権限者であれば修正は可能である。

< 山本副委員長 >

議会活動であれば掲載すればよいと考える。

< 菱田委員長 >

掲載事項の表現方法について、他市も参考にして事務局に考えていただきたい。

< 事務局長 >

ガイドラインは危険性を配慮し限定的に掲載するように規定されているものとする。少し時間をいただき掲載事項については事務局で検討する。記事を掲載した議員が責任を負うことになってはいけないので、さらに議論を深めていただく必要があると考える。

< 平本委員 >

文言の修正を事務局が行ってはどうか。

< 事務局長 >

事務局の人員体制にも限りがある。議会だよりの編集等でも大変な作業をしている。現時点ではご容赦いただきたい。

< 菱田委員長 >

フェイスブックの運用を始めたときもこの議論はあった。その上で議員が編集することとした。ただし、事務局も気づいた点があれば議員に伝えることとしている。また、掲載事項等の運用についてはリスクも十分認識し、さらに議論を深めていきたい。

< 山本副委員長 >

常任委員会の活動についてフェイスブックに記事を掲載するかどうかは、正副常任委員長に任せることでよいのか。意識の違いや慣れ、不慣れもある。どのように取り扱うのか。

< 菱田委員長 >

常任委員会としての活動は、正副常任委員長に記事を掲載していただきたいと考えている。

< 事務局長 >

事務局としては議員が活動しやすいように取り組んでいきたい。他市の例も参考に調査したい。

散会 15 : 50